

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人博愛会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人

☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県南島原市口之津町甲番地

(3) 設立認可年月日 昭和 23 年 4 月 30 日

(4) 設立登記年月日 昭和 28 年 6 月 3 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	哲翁 正博	法人管理者 病院管理者
理 事	哲翁 和博	
同	哲翁 直子	
同	哲翁 たまき	
同	哲翁 華子	
監 事	下釜 浩	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	哲翁病院	4211420080	長崎県南島原市口之津町 甲 1181 番地	一般病床 43 床 療養病床 45 床 [医療保険 88 床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年5月28日 令和5年度決算の決定

令和7年3月28日 令和7年度予算の決定

- 注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
な し

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
な し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
な し

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

様式 3 - 1

法人名 医療法人 博愛会
所在地 長崎県南島原市口之津町甲1181番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	454,086	I 流 動 負 債	38,383
現金及び預金	299,283	支払手形	0
事業未収金	147,667	買掛金	5,475
有価証券	0	1年以内返済長期借入金	0
たな卸資産	7,336	未払金	14,543
前渡金	0	未払費用	9,807
前払費用	250	未払法人税等	948
繰延税金資産	0	未払消費税等	1,342
その他の流動資産	△ 450	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	364,664	前受金	0
1 有 形 固 定 資 産	247,015	預り金	168
建物	194,789	職員預り金	6,100
構築物	1,090	前受収益	0
医療用器械備品	35,176	その他の流動負債	0
その他の器械備品	9,546	II 固 定 負 債	35,635
車両及び船舶	187	医療機関債	0
土地	0	長期借入金	0
建設仮勘定	0	長期未払金	14,253
リース資産	6,227	リース債務	21,382
2 無 形 固 定 資 産	2,784	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	74,018
ソフトウェア	2,320	純資産の部	
その他の無形固定資産	464	科 目	金 額
3 その他の資産	114,865	I 資 本 剰 余 金	7,000
有価証券	40,850	II 利 益 剰 余 金	737,732
出資金	213	1 代 替 基 金	0
敷金	344	2 その他利益剰余金	737,732
長期前払費用	259	積立金	500
積立金	68,423	繰越利益剰余金	737,232
繰延消費税	4,699	III 評価・換算差額等	0
預託金	77	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	0	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	818,750	純資産合計	744,732
		負債・純資産合計	818,750

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが必要であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除する。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科削除すること。

法人名 医療法人 博愛会
所在地 長崎県南島原市口之津町甲1181番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		988,998
2 事業費用		
(1)事業費	991,349	
(2)本部費	0	991,349
本来業務事業利益		△ 2,351
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		△ 2,351
II 事業外収益		
受取利息	743	
その他の事業外収益	6,838	7,581
III 事業外費用		
支払利息	1	
その他の事業外費用	9	10
経常利益		5,220
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	12,211	12,211
V 特別損失		
固定資産除却損	198	
その他の特別損失	0	198
税引前当期純利益		17,233
法人税・住民税及び事業税	5,084	
法人税等調整額	0	5,084
当期純利益		12,149

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することがあると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式2

法人名 医療法人 博愛会
所在地 長崎県南島原市口之津町甲1181番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	818,750 千円
2. 負 債 額	74,018 千円
3. 純 資 産 額	744,732 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	454,086
B 固 定 資 産	364,664
C 資 産 合 計 (A + B)	818,750
D 負 債 合 計	74,018
E 純 資 産 (C - D)	744,732

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人博愛会

理事長 哲翁 正博 殿

私（注1）は、医療法人博愛会の令和6会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年5月28日

医療法人博愛会

監事 下釜



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。